



手続き上の保護措置に関する保護者・後見人・代理人への通知
(この文書は、今後の参考のために保管しておいてください。)

特別支援教育における保護者と児童の権利
「障害者教育法 (IDEA)」パートBに基づき

保護者・後見人・生徒の皆様

この通知は、あなたのお子様に対し特別支援教育プログラムへの配置が検討されている場合、又は現在同プログラムに登録されている場合に提供されます。この通知は、18歳時点でこれらの権利を有するお子様に対しても提供されます。お子様が特別支援教育への紹介対象であり、一般教育プログラムのあらゆる選択肢が検討され、必要に応じて活用された場合、保護者には特別支援教育への紹介手続きを始める権利があります。

カリフォルニアでは、出生から22歳の誕生日を迎えるまでの障害のある児童に対して、特別支援教育が提供されます。連邦法および州法は、特別支援教育の配置やサービスの評価・認定に関する手続きの全過程において、保護者とお子様を擁護します。障害のある児童の保護者には、IEP 個別教育計画の策定を含む個別教育計画策定プロセスに参加する権利があり、無償の適切な公教育の提供状況、そして公的・非公的プログラムを含む利用可能な代替プログラム全てについて情報を得る権利があります。

本通知の写しは、1学年度につき1回のみお渡ししますが、以下の場合には、その都度写しをお渡ししなければなりません。(1) 初回紹介時、又は評価の請求があった場合 (2) お子様の再評価が行われる場合 (3) 当該学年度において、州への苦情又は適正手続きに基づいた苦情申立てが初めて提出された場合 (4) 懲戒的な配置変更の決定がなされた場合、又は (5) 保護者の請求があった場合。保護者には、それが明らかに実行不可能でない限り、第一言語／母国語又はその他の意思伝達手段で本通知を受け取る権利があります。また、保護者の第一言語／母国語又はその他の意思伝達の手段が文字言語でない場合、本通知は口頭で翻訳されて伝えられることもあります。

以下の定義は、権利に関する声明を理解する上でお役に立ちます。本ガイドの内容や利用方法についてさらに詳しい情報が必要な場合は、お住まいの学区の特別支援教育担当ディレクターまでお問い合わせください。電話番号は本書の最終ページに記載されています。

定義

特別支援教育：障害のある児童の固有のニーズに応えるために、保護者に費用負担を課すことなく特別に設計された指導。これには、教室、家庭、病院、施設、その他の場所で行われる指導、および体育の指導が含まれる。

関連サービス：交通手段、および障害のある児童が特別支援教育の恩恵を受けられるよう支援するために必要となる可能性のある、発達支援、是正支援、および支援サービス (障

害状態の早期発見および評価を含む）。関連サービスには、以下のものも含まれる場合があります：

1. 言語聴覚療法及び聴覚学サービス
2. 通訳サービス
3. 心理的サービス
4. 理学療法及び作業療法
5. レクリエーション、療法的レクリエーションを含む
6. カウンセリングサービス、リハビリテーション・カウンセリングを含む
7. オリエンテーション及び移動支援サービス
8. 学校保健サービス及び学校看護師サービス
9. 診断又は評価のみを目的とした医療サービス
10. ソーシャルワークサービス
11. 保護者のカウンセリング及び研修

障害のある児童：『障害のある個人の教育法』（以下「IDEA」）では、「障害のある児童」を、知的障害、聴覚障害（難聴を含む）、発話・言語障害、視覚障害（失明を含む）、情緒障害、肢体不自由、自閉症、外傷性脳損傷、その他の健康上の障害、または特定の学習障害を有し、そのために特別支援教育及び関連サービスを必要とする児童を含むものと定義しています。

評価：教育法第 56320 条から第 56339 条、及び合衆国法典第 20 編第 1414 条(a)、(b)、(c)に基づき、各種の検査や測定方法を用いてお子様を評価し、お子様に障害があるかどうか、またお子様の教育上の利益のために必要な特別支援及び関連サービスの性質と範囲を判断します。評価ツールはお子様一人ひとりに合わせて個別に選定され、地域教育機関に雇用された資格のある専門家が実施します。検査及び評価の教材や手順は、人種、文化、又は性別の面で差別的とならないよう選定・実施されます。教材や手順は、明らかに実施が不可能な場合を除き、お子様の母国語又はコミュニケーション手段を用いて提供・実施されます。

無償で適切な公立教育（「FAPE」）：以下の条件を満たす教育をいいます。（1）公的費用により、公的監督及び指導の下で、保護者の費用負担なしに提供されるもの。（2）カリフォルニア州教育省の基準を満たすもの。（3）お子様のために作成された書面による個別教育計画に従って提供され、教育上の利益をもたらすもので、就学前教育、小学校、又は中学校の教育プログラムにおいて実施されるものです。

個別教育計画（IEP）：お子様の IEP チームが作成する書面で、少なくとも以下の全てを含みます。（1）現在の学業達成度及び機能的遂行能力の水準（2）測定可能な年間目標（3）可能な限りピアレビューを経た研究に基づき、当該児童に提供される特別教育及び関連サービス、ならびに補助器具・サービスに関する記述（4）お子様が一般教育プログラムにおいて、障害のない児童とどの程度共同で参加しないかについての説明（5）IEP に含まれるプログラム及びサービスの開始予定日、ならびに予想される期間、頻度、実施場所、及び（6）お子様が目標を達成しているかどうかを、少なくとも年 1 回判断するための適切な客観的基準、評価手順及びスケジュール。

可能な限り制限の少ない環境（LRE）：障害のある児童・生徒は、可能な限り最大限障害のない児童・生徒と共に教育を受けます。特別学級や分離された学校への配置、あるいは一般教育プログラムからの分離が行われるのは、障害の性質や程度により、補助的な支援やサービスを利用しても通常の学級での教育を十分に実施できない場合に限られます。

地方教育機関 (LEA) : この用語には、学区、郡教育事務所 (COE)、特別教育地域計画区域 (SELPA)、又は SELPA の構成員として参加しているチャータースクールが含まれます。

成年に達した際の権利に関する通知: お子様は、18 歳に達した時点で、州法および手続きにより判断能力がないと認定されない限り、自分の教育プログラムに関する情報を全て受け取り、全ての決定を行う権利を持ちます。カリフォルニア州法の下では、後見人が任命されていない成人は、判断能力があるとみなされます。

保護者: 保護者の定義は以下を含みます。(1) 子どもの法的監護権を有する者 (2) 後見人または保佐人が選任されていない成人学生 (3) 実親または養親に代わって行動する者 (祖父母、継親、または子供と同居するその他の親族を含む) (4) 親の代理者及び (5) 実親が裁判所の命令により、子供に代わって教育上の決定を行う権限を具体的に制限されている場合の里親。

教育記録にはいつ、どのようにしてアクセスできますか？

カリフォルニア州の公立学校に在籍する生徒の保護者又は後見人は全員、家族教育権利・プライバシー法 (FERPA) 及びカリフォルニア州教育法に基づき、記録を閲覧する権利を持っています。教育記録とは、お子様に直接関連し、個人を特定できる情報を収集・保管・利用している、又はそこから情報を取得する学区、機関、又は教育機関が管理している記録を指します。連邦法と州法の両方において、教育記録とは、ディレクトリ情報を除き、特定可能な生徒に直接関連するあらゆる情報で、学校又は地方教育機関 (LEA) が管理しているもの、又は職員がその職務遂行上管理することが義務付けられているもの (手書き、活字、テープ、フィルム、マイクロフィルム、コンピュータ、その他の手段によって記録されたものを問わない) とさらに定義されています。教育記録は、学校職員が自身又は代理人の使用のために作成・保管する非公式な個人的なメモは含みません。記録に複数の児童に関する情報が含まれている場合は、保護者は自分の児童に関連する記録部分のみにアクセスできます。

個人を特定できる情報は、以下のものを含む場合があります。(1) 児童、その親、またはその他の家族の氏名 (2) 児童の住所 (3) 児童の社会保障番号、学生番号、裁判所事件番号などの個人識別子 (4) 児童を合理的な確実性をもって特定することを可能にする個人的特徴の一覧、又はその他の情報。

加えて、障害を持つ児童の保護者には、以下の権利があります。(1) 当該児童の特定、評価、教育上の配置、及び当該児童への FAPE の提供に関する教育記録全てを閲覧・確認する権利及び (2) 記録に関する説明や解釈を求める合理的な要請に対し、LEA から回答を得る権利。また保護者には、FERPA の条件に従うことを条件として、自身の代理人に子どもの記録を閲覧・確認させる権利があります。LEA は、後見、別居、離婚などの事項を規定する適用される州法に基づき、保護者にその権限がない旨の通知を受けていない限り、保護者が自身の子供に関する記録を閲覧・確認する権限を持っていると推定することができます。これらの権利は、18 歳に達した、又は高等教育機関に在籍している、後見人の管理下でない生徒にも引き継がれます。各学校における記録の管理責任者は、当該学校の校長です。学区の記録管理責任者は、本文書の最終ページに記載されています。教育記録は学校又は学区事務所で保管されることがありますが、どちらの場所でも記録の開示を求める書面による請求が行われた場合、それは全ての保管場所における記録の請求として扱われます。記録管理責任者は、(請求があれば) 生徒の記録の種類及び保管場所の一覧を提供します。特別支援教育に関する記録は、生徒がプログラムを終了してから 3 年後に廃棄されます。

各 LEA 地方教育機関 は、個人を特定できる情報の収集、保管、開示、及び破棄の各段階において、その機密性を保護しなければならない。各 LEA には、個人を特定できる情報の機密性を確保

する責任を担う担当者を1名配置しなければならない個人を特定できる情報を収集または使用する者は全員、IDEA 障害者教育法 及び FERPA 家族の教育権及びプライバシー法に基づく州の方針および手順に関する研修又は指導を受けなければなりません。各 LEA は、個人を特定できる情報にアクセスする可能性のある職員の氏名及び職名を記載した最新のリストを、一般の閲覧に供するために保管しなければなりません。

記録の保存管理者は、お子様の教育記録へのアクセスを、その教育記録の閲覧が許可されている者に限定します。これには、保護者、16 歳以上又は 10 年生を修了したお子様、保護者から記録の閲覧を許可されている者、当該記録に対して正当な教育的利害関係のある学校職員、お子様が指定した高等教育機関及び連邦・州・地方の教育機関の職員が含まれます。それ以外の場合は、保護者が記録の開示について書面による同意を提出した場合、又は裁判所の命令もしくはその他の適用される法律に基づき記録が開示される場合を除き、アクセスは拒否されます。LEA は、学区の職員および保護者以外の個人によるアクセスについて、その日時、氏名、および目的を記載した記録を保管しなければなりません。

IDEA の要件を満たす目的で、参加機関の職員に個人を特定できる情報を開示する場合、保護者の同意は不要ですが、以下の場合には例外です。(1) 移行サービスを提供又はその費用を負担する参加機関の職員に個人を特定できる情報を開示する場合。及び (2) 児童が、保護者の居住する学区とは異なる学区にある私立学校に通っているか、通う予定である場合。この場合は当該私立学校が所在する学区の職員と保護者の居住する学区の職員との間で、当該児童に関する個人を特定できる情報を開示する前に、保護者の同意を得る必要があります。

教育記録の閲覧及び／又はコピーの提供は、請求が行われてから 5 営業日後に行われます。

コピーの費用は、検索および取り出しにかかる費用は除いて、LEA の方針に基づき決定され、その手数料の請求によりお子様の教育記録へのアクセスが事実上妨げられる場合を除き、請求されます。記録の完全なコピーが提供された後は、同じ記録の追加コピーについては手数料が請求されます。

LEA が収集、管理、又は使用している教育記録内の情報が不正確である、誤解を招くものである、又は子供のプライバシーやその他の権利を侵害していると思われる場合、LEA に対し書面により当該情報の訂正を請求できます。LEA が請求を認めた場合、記録は訂正され、請求の受領後、合理的な期間内にその旨が通知されます。

LEA が、30 日以内に請求された修正をすることを拒否した場合、LEA は、問題とされている情報が不正確であるか、誤解を招くものであるか、あるいはその他お子様のプライバシーやその他の権利を侵害しているかどうかを判断するための審問を求める権利について、あなたに通知します。聴聞を請求した場合、LEA は合理的な期間内に聴聞を実施しなければならず、その聴聞は FERPA に基づく当該審問の手続きに従って行われなければなりません。審問を経て、管理委員会が記録を修正しないと決定した場合、あなたには、ご自身が適切と考える訂正内容を記載した書面を提出する権利があります。提出された書面は、問題とされている記録に恒久的に添付されます。この書面は、当該記録が第三者に開示される際にも併せて開示されます。

IEP 会議を録音してもいいですか？

保護者、後見人、または LEA には、IEP チーム会議の議事内容を録音する権利があります。録音を希望する場合は、会議の少なくとも 24 時間前までに IEP チームに通知しなければなりません。LEA が録音を提案した場合に、保護者がそれに異議を唱えたり、録音が行われることを理由に IEP 会議への出席を拒否した場合には、会議の録音は行われません。保護者には、録音記録を閲覧・確認し、場合によっては修正を求める権利があります。

独立教育評価とは何ですか？また、どうやって入手できますか？

独立した教育評価（IEE）とは、お子様に教育を提供する地方教育機関（LEA）の職員ではないものの、カリフォルニア州教育局（CDE）及び当該 LEA が定める要件を満たす有資格の専門家が実施する評価のことです。LEA が実施した最近の評価結果に異議があり、その旨を LEA に伝えた場合、保護者には、有資格者による IEE をお子様のために公費で依頼し、実施してもらう権利があります。

公費による IEE を請求した場合、LEA は次のいずれかを行わなければなりません。（1）その評価が適切であることを証明するために、あなたに対して適正手続きに基づく不服申立てを行うか、又は（2）公費で IEE が提供されるよう確保する。ただし、LEA が適正手続きの聴聞会で、あなたが受けた IEE が LEA の基準を満たしていないことを立証した場合はこの限りではありません。LEA が適正手続の審問において、その評価が適切であることを立証した場合でも、あなたには依然として IEE を受ける権利がありますが、公費によるものとはなりません。

公費とは、公的機関が評価の全額を負担するか、あるいは評価があなたに無償で提供されるよう確保することを意味します。あなたの LEA は、そのような IEE をどこで受けられるか、および IEE に関する LEA の基準についての情報を用意しており、IEE の請求があった際には、その情報をあなたに提供しなければなりません。LEA が実施した評価にあなたが同意できない場合、公費負担による IEE を受ける権利は、その都度 1 回に限られる場合があります。

公費による IEE が行われる場合、IEE の実施場所や検査者の資格を含む、IEE の実施基準は、その基準が保護者の IEE を受ける権利と矛盾しない範囲で、LEA が評価を開始する際に用いる基準と同じである必要があります。LEA が評価を開始する際に用いる基準を除き、LEA は公費による IEE の実施に関して、条件や期限を課してはなりません。

適正手続きに基づく苦情に関する聴聞の一環として、聴聞官が IEE を要請した場合、その評価費用は公費で賄われなければなりません。

自費で評価を受け、その写しを LEA に提出した場合、その評価結果は、お子様への FAPE の提供に関して IEP チームによって考慮されなければなりません。また、自費による評価は、お子様に関する適正手続聴聞会において証拠として提出することも可能です。

学区が評価の実施中に教室でお子様の様子を観察する場合、あるいは学区の手続きにおいて授業中の観察が規定されている場合、現在のお子様の教育配置および提案されている教育配置のいずれにおいても、独立した教育評価について同等の機会が提供されなければなりません。

LEA に対して、公費負担で私の子供の私立学校への配置を提案したらどうなりますか？

お子様を私立学校に公費で通わせることを提案する場合、LEA は、提案された配置先およびその配置先におけるお子様の様子を観察する機会が与えられます。しかしこれは、すでに保

護者が一方的にお子様をその私立学校に通わせている場合に限りです。観察の対象はお子様のみに限定され、提案された配置先における他の生徒の観察や評価は含まれません。LEA による他の児童の観察は、行うとしても、当該児童の親または保護者の同意がある場合に限り行われるものとします。カリフォルニア州教育法第 56329 条(d)項に違反して行われた他の児童に対する観察または評価の結果は、当該児童の FAPE に関する適正手続きの審理で証拠として採用されません。

事前の書面による通知とは何ですか？また、いつ受け取ることができますか？

LEA は、お子様の特定、評価、教育配置の変更、またはお子様への無償の適切な公教育 (FAPE) の提供について、その開始を提案または拒否するたびに、書面により保護者に通知する責任を負います。LEA は、この提案または拒否について、合理的な期間内に保護者に書面による通知を行う必要があります。この通知は、以前に保護者に提供されていない場合、LEA が保護者からの適正手続き聴聞会の請求を受領した際にも提供されます。通知は理解しやすい言葉で記載され、また、そうすることが明らかに不可能でない限り、保護者の母国語またはその他のコミュニケーション手段で提供されなければなりません。LEA が電子メールによる通知の選択肢を用意している場合は、電子メールで通知を受け取ることを選択することも可能です。

書面による通知には、以下の内容が含まれます。

- LEA が提案または拒否した措置の説明、および当該機関が当該措置を提案または拒否した理由の説明。
- LEA が提案または拒否の根拠として用いた、各評価手順、検査、記録、または報告書の説明。
- IEP チームが検討したその他の選択肢の説明、及びそれらの選択肢が却下された理由。
- LEA の提案または拒否に関連するその他の要因の説明。
- 保護者は、お子様の居住する学区の特別教育担当ディレクター、SELPA ディレクター、又はサクラメントの CDE から、自身の権利や手続き上の保障について、資料の写しや理解のための支援を受けることができるという旨の通知。

保護者の同意とは何ですか？またそれはいつ必要になりますか？

LEA は、お子様に対し、特別支援教育及び関連サービスの評価や提供をする前に、上述の通り、保護者の十分な情報に基づく同意を得る必要があります。LEA は、子どもの初回評価又は再評価を行う前に、保護者から十分な説明を受けた上での同意を得るために合理的な努力しなければなりません。初回評価又は再評価への同意を拒否した場合、LEA は、評価への同意を得るために適正手続きの手順を用いることができますが、そうする義務はありません。また LEA は、お子様への特別支援教育及び関連サービスの初回提供に先立って、保護者の同意を得るために合理的な努力を払う必要場あります。**初回** IEP に基づく配置及びサービス提供の要請に対し、保護者が同意を拒否した場合又は応答しなかった場合は、LEA は、その同意拒否に異議を申し立てることはできません。ただし、LEA の初回配置及びサービスへの同意の依頼にもかかわらず保護者が同意しなかった場合、LEA は当該児童に対して FAPE を提供する義務に違反したとはみなされません。

評価の一環として既存のデータを確認する場合、又は全児童に対して実施されるテストやその他の評価を実施する場合、保護者の同意は必要ありません（そのテストや評価の前に、全

ての児童の保護者から同意が求められる場合は除きます)。お子様がホームスクूलを受けている場合、又は保護者が費用を負担して私立学校に通っている場合、初期評価または再評価に対する同意を提示しない、あるいは同意を求める要請に応答しない場合、LEA は適正手続きを用いて保護者の同意を覆すことはできません。その場合、LEA は当該児童をサービス対象者として扱う義務を負いません。

お子様の IEP の一部について書面による同意を行うことが可能であり、その IEP の構成要素は LEA によって行われる必要があります。LEA が、保護者が同意していないお子様の IEP の残りの構成要素が、お子様に FAPE を提供するために必要であると判断した場合、LEA は必ず適正手続きによる聴聞を開始しなければなりません。

最後に、お子様の再評価の場合、LEA が適正手続きによる聴聞を通じて、同意を得るために合理的な措置を講じたにもかかわらず、保護者が応答しなかったことを立証できる場合には、保護者の十分な説明を受けた上での同意を得る必要はありません。

後で気が変わって同意を取り消すことはできますか？

特別支援教育及び関連サービスの提供開始後、いかなる時点においても、児童の保護者が特別支援教育及び関連サービスの継続提供に対する同意を書面で取り消した場合は、学区又はチャータースクールは以下の対応をとらなければなりません。

- 当該児童への特別支援教育及び関連サービスの提供を継続することはできませんが、提供を中止する前に、予め書面による通知を行う必要があります。
- 当該児童へのサービス提供が可能であるという合意又は裁定を得るために、調停手続きや適正手続きを利用してはならない。
- 当該児童へのさらなる特別支援教育および関連サービスの提供を中止したとしても、当該児童に FAPE を提供するという要件に違反したとはみなされません。また、
- 当該児童に対するさらなる特別支援教育および関連サービスの提供について、IEP チーム会議の招集や、IEP を作成する必要はありません。

児童が最初に特別支援教育及び関連サービスを受け始めた後、保護者が書面で当該児童の特別支援教育サービスの受給に関する同意を取り消した場合、学区又はチャータースクールは、同意の取り消しを理由に、当該児童の教育記録から特別支援教育及び関連サービスの受給に関する記載を削除するために記録を修正する義務を負いません。この規定は、保護者が特別支援教育の全てのサービスを拒否する場合に適用されます。保護者が一部のサービスには同意しないが、全てに同意しないわけではない場合、その問題は適正手続きを通じて解決される必要があります。

私の子供が特別支援教育サービスの対象になるか、どう評価されますか？

保護者には、障害が疑われる全領域について、お子様の評価を受ける権利があります。評価及び配置決定に使用される教材や手順は、人種的、文化的、又は性的な差別を含んではいけません。評価教材の提供及び検査の実施は、お子様の母国語又はコミュニケーション手段を用いて、かつ、学業面、発達面、機能面においてお子様が何を知り、何ができるか正確な情報を得られる可能性が最も高い形式で行われる必要があります。ただし、その提供や実施が明らかに不可能な場合はこの限りではありません。お子様の適格性を判断し、FAPE を策定するにあたり、単一の手順のみを唯一の基準とすることはできません。

お子様の特別教育評価が完了すると、保護者又は後見人であるあなた及びあなたの代理人を含む個別教育計画（IEP）チーム会議が予定され、お子様がカリフォルニア州教育法第 56026 条に定義される「特別なニーズを持つ個人」に該当するかどうかを判断し、評価内容、教育上の推奨事項、及びそれらの推奨理由についての協議が行われます。評価報告書及び適格性判定の文書は、保護者又は後見人に交付される必要があります。

特別教育及び関連サービスの適格性を判定するにあたり、その判定の決定要因が以下のいずれかである場合、当該児童は「特別なニーズを有する個人」とは判定されません。

1. 米国法典第 20 編第 6368 条(3)に定義される読解指導の必須要素を含む、読解に関する適切な指導の欠如。
2. 数学に関する適切な指導の欠如。
3. 英語能力の不足。
4. その他の点において、当該生徒が、連邦規則集第 34 編第 300.8 条(a)に定める適格基準を満たしていない。

子供の教育プログラムについて不満がある場合、どのように申し立てればよいですか？

お子様の教育について懸念がある場合は、担任の先生、学校の管理者、または学区の担当者に連絡を取り、お子様の状況やご自身が気づいた問題について話し合うことが重要です。学区や SELPA の職員は、お子様の教育、保護者の権利、手続き上の保障措置に関する質問にお答えできる場合があります。また、懸念がある場合、こうした気軽な話し合いによって問題が解決し、率直なコミュニケーションを維持できることがよくあります。

学校、学区、または SELPA がご懸念事項を解決できない場合は、その他の紛争解決手段を利用して、特別支援教育に関する紛争の解決を図ることをお勧めします。

コンプライアンス苦情とは何ですか？また、コンプライアンス苦情に関する私の権利は何ですか？

コンプライアンス苦情とは、IDEA 又はカリフォルニア州特別支援教育法に基づく法令違反を申し立てるものです。苦情申立書には、次の要件を満たす必要があります。(1) 書面によるものであること。(2) LEA が IDEA 又はカリフォルニア州教育法に基づく法律や規則に違反した旨の陳述が含まれていること。(3) その申し立てを裏付ける事実が含まれていること。(4) 申立人の署名及び 連絡先情報が含まれていること。そして (5) 特定の児童に対する違反を申し立てる場合は、以下を含む必要があります。(a) 当該児童の氏名及び住所（ホームレスの児童の場合は、入手可能な連絡先情報）。(b) 当該児童が在籍する学校の名称 (c) 問題の性質および問題に関連する事実の説明。そして (d) 既知の範囲での解決策の提案。

学区／LEA レベルのコンプライアンスに関する苦情: ミッド・シティーズ SELPA では、特別支援教育に関する苦情については、LEA が非公式かつ効率的な方法で迅速に懸念事項に対処できるよう、直接 LEA に申し立てることをお勧めします。LEA は、こうした苦情の申し立てに関する機密保持の手続きを定めており、申し立て者と面談して速やかに調査を行い、懸念事項の解決に努めます。コンプライアンス担当官は、学区、その職員や委託業者、および生徒に対する差別に関する苦情の解決を支援します。また、コンプライアンス担当官は、書面による苦情申立書の作成や、法律で義務付けられている情報の提供についても支援を行います。必要に応じて、コンプライアンス担当官は、苦情の調査および解決を担当する他の機関へ皆様をご紹介いたします。

州レベルのコンプライアンス苦情: 個人又は団体は、LEA が州法または州規則を遵守していないと主張して、カリフォルニア州教育省（CDE）にコンプライアンス苦情を申し立てることもできます。コンプライアンス苦情を申し立てるには、以下までご連絡ください。

カリフォルニア州教育省
特別教育課
手続上権利保護照会サービス
1430 N Street, Suite 2401
Sacramento, CA 95814
www.cde.ca.gov
電話 (800) 926-0648
Fax (916) 327-3704
CDE 有権者サポート電話: 800-926-0648
CDE 有権者サポートメール: SEDCO@cde.ca.gov

CDE の当部署では、書面による苦情申立ての作成支援や、法律で義務付けられている情報の提供も行っています。

CDE に提出するコンプライアンスに関する苦情は、苦情の根拠となる事実を知った日、又は知るべき理由があった日から 1 年以内に提出する必要があります。また、CDE に苦情を提出すると同時に、その写しを LEA にも送付しなければなりません。苦情が提出されてから 60 日以内に、CDE は以下の措置を講じます。(1) 必要に応じて、独立した実地調査を実施する。(2) 申立書に記載された申し立てについて、あなたに口頭又は書面で追加情報を提出する機会を与える。(3) LEA に対し、申立書の解決案を含む申立書への回答を行う機会を与える。(4) 申立人と LEA が、自発的に調停を行うことに合意する機会を提供する。(5) 関連情報を全て審査し、LEA が IDEA 及び/又は関連する州法の要件に違反しているか否かについて独立した判断を下す。そして(6) 申立書に記載された各申し立てについて、事実認定、結論、ならびに最終決定の理由を記載した書面による決定を、申立人及び LEA に対して通知する。

WOAH に提出される「調停のみ」の要請とは何ですか？

カリフォルニア州では、調停は任意です。行政審問局（以下「OAH」）に対し、「調停のみ」の会議を要請できます。「調停のみ」とは、適正手続きによる審問を求めずに、調停のみを要請することを意味します。調停とは、対立的な形式をとらない非公式な手続きです。「調停のみ」の会議を申請すると、あなたと LEA に、調停の日程が設定された旨の通知が届きます。この通知には、調停の日時・場所に加え、当該案件に割り当てられた、知識豊富で公平な調停人の氏名、住所、電話番号が記載されています。

調停は、OAH が申請を受領してから 15 日以内に予定されなければなりません。「調停のみ」の会議には、弁護士は同席できません。ただし、あなた又は学区は、弁護士以外の代理人に同行・助言を求めることができます。調停中にあなた及び LEA が行った発言は機密扱いになり、適正手続きによる聴聞会や裁判手続きにおいて使用はできません。調停中に合意に達した事項は、すべて書面化し、当事者全員が署名する必要があります。

「調停のみ」の申し立ての送付先:

行政審問局（OAH）
担当：特別支援教育課
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200

Sacramento, CA 95833-4231
電話 (916) 263-0880
Fax (916) 263-0890

適正手続きによる聴聞の請求とは何ですか？また、それに関連する私の権利は何ですか？

適正手続きによる聴聞は、行政法判事が主宰する正式な手続きで、裁判手続きに似ています。この聴聞は、お子様の特定、評価、または教育上の配置の開始や変更に関する提案や拒否、お子様への FAPE の提供、あるいはお子様に適したプログラムの利用可能性に関する紛争について、ご本人又は LEA のいずれかが申し立てをして開始されます。適正手続きによる聴聞の請求は、以下の宛先へ送付してください。

行政審問局 (OAH)
Attn: Special Education Division
2349 Gateway Oaks Drive, Suite 200
Sacramento, CA 95833-4231
電話 (916) 263-0880
Fax (916) 263-0890

適正手続きによる聴聞の請求は、聴聞請求の根拠となる事実を知った日、又は知るべき理由があった日から **2年以内**に提出する必要があります。ただし、LEA の以下の行為により、以前に適正手続きによる聴聞を請求することが妨げられていた場合は、この期限は適用されません。

(1) 請求の根拠となる問題が解決されたと虚偽の説明をした場合。又は(2) 本通知に記載された情報に関連する情報をあなたに開示しなかった場合。あなたがその情報を求めた場合、又はあなたもしくは LEA のいずれかが適正手続きに基づく苦情を申し立てた場合、LEA は、その地域で利用可能な無料又は低料金の法的サービスやその他の関連サービスについて、あなたに通知する必要があります。

適正手続きによる聴聞の申立てには、**必ず**以下の情報を記載する必要があります。(1) お子様の氏名、お子様の住所 (又は、ホームレスのお子様の場合は、入手可能な連絡先情報) (3) お子様を通う学校の名称 (4) 問題に関する具体的な事実を含む 提案されている措置の開始または変更に関連する問題の説明、及び (5) あなたが把握している範囲での問題の解決案。あなたは、適正手続きの請求書の写しを LEA に提出する必要があります。上記に概説された情報全てを含む適正手続き聴聞申立書が提出されるまで、あなた (又は LEA) は適正手続き聴聞を行うことはできません。

申立ては、申立てを受領した当事者が、受領から 15 日以内に、当該申立てが上記の要件を満たしていないと考える旨を審問官及び相手方に通知しない限り、上記の要件を満たしているものとみなされます。申立てを受領した当事者から、申立てが不十分であるとの通知を受領してから 5 日以内に、OAH は、適正手続きに基づく申立てが上記の要件を満たしているかどうかを決定する必要があります。当該申立てが不十分であると判断された場合は、OAH はあなたおよび LEA に書面で通知します。OAH が適正手続きに基づく苦情申立てが要件を満たしていないと判断した場合、当該当事者は、上記の要件を満たす新たな苦情申立てを行う機会が与えられることがあります。あなたが適正手続きに基づく聴聞の請求を提出した場合、苦情申立てを受領してから LEA は、10 日以内に、あなたの苦情申立てで提起された問題に具体的に

言及した回答をあなたに送付する必要があります。適正手続きの請求を受領してから 15 日以内に、LEA は、あなた、適正手続き聴聞請求で特定された事実について具体的な知識を持つお子様の IEP チームの関連メンバー、および意思決定権限を持つ LEA の代表者を招集し、提起された問題の解決策について協議する会議を開く必要があります。あなたが弁護士を同伴しない限り、この会議には LEA の弁護士は参加しません。

あなたと LEA の双方が、書面により解決手続きの放棄又は調停の利用に合意した場合を除き、解決会議への参加を怠った場合、あなたが会議への参加に同意するまで、解決手続き及び適正手続きによる聴聞のスケジュールは延期することになります。LEA が、あなたの苦情の通知を受領してから 15 日以内に解決会議を開催しなかった場合又は解決会議に参加しなかった場合、あなたは聴聞官の介入を求め、以下に説明する適正手続き聴聞のスケジュールを開始することができます。

解決協議の場で合意に達した場合は、その合意内容を文書にまとめ、あなたと LEA の代表者の双方が署名する必要があります。署名後、あなたと LEA の双方は、3 営業日以内にその合意を無効にすることができます。LEA が、適正手続きに基づく苦情の受理から 30 日以内（解決手続きの期間中）に、あなたの満足のいく形で当該苦情を解決しなかった場合、適正手続きに基づく聴聞会が開かれる可能性があり、最終決定を下すための適用される期限が開始されます。LEA が合理的な努力を行い、その記録を残したにもかかわらず、解決会議へのあなたの参加を得ることができない場合、LEA は 30 日間の期間が終了した時点で、審理官に対し、あなたの苦情を却下を要請できます。あなたと LEA は、適正手続きによる審理の前または審理の最中、いつでも紛争の調停に参加することに合意することができます。中立的な調停人は OAH によって任命され、いずれの当事者にも費用はかかりません。調停が行われる場合、OAH が決定を下すまでの期限は延長されますが、調停は、あなたの聴聞を受ける権利やその他の権利を否定したり遅延させたりすることを意図したものではありません。

適正手続きの請求原因になった問題が、解決協議又は調停によって解決されない場合、OAH は聴聞会を開き、当該事案に関する最終決定を下し、30 日間の解決期間の満了日から 45 日以内に、その決定書の写しを当事者に送付する必要があります。決定までの 45 日間の期限は、以下のいずれかの事象発生日の翌日から開始されることがあります。(1) 当事者双方が書面により解決会議を請求しないことに合意した場合。(2) 調停又は解決会議の開始後、30 日間の期間が終了する前に、当事者が合意が不可能であると書面で合意した場合。又は (3) 30 日間の解決期間の終了時に、当事者双方が調停を継続することに書面で合意したものの、その後、保護者または LEA が調停手続きから撤退した場合。

審問は、当事者にとって合理的に都合の良い日時および場所で行われる必要があります。審問を請求した当事者は、相手方が同意しない限り、適正手続きに基づく苦情申立書で取り上げられていない事項を審問で提起してはなりません。

適正手続きによる審問の当事者には、次の権利があります。(1) 特別支援教育および行政審問に関する法律に精通した者による、公正かつ公平な行政審問を受ける権利。(2) 弁護士、又は障害のある児童・青少年の問題に関する知識と訓練を有する者による代理を受ける権利。(3) 証拠、書面による主張、及び口頭による主張を提示する権利。(4) 証人と向き合い、反対尋問を行い、また証人の出頭を求める権利。(5) 審問の逐語記録を、書面または希望に応じて電子形式で入手する権利。(6) 解決協議の期間満了後 45 日以内に、書面による、又は自身の選択により電子形式の事実認定及び決定書を受け取る権利。(7) 審問の少なくとも 10 日前までに、相手方からその争点および提案する解決案について通知を受ける権利。(8) 審問の少なくとも 10 日前までに、相手方から弁護士による代理を受ける意向がある旨の通知を受ける権利。また (9) 審問の少なくとも 5 営業日前までに、その日までに完了した評価書及び勧告を含む全書類の写し、ならびに証人のリスト及びその証言の概略を受け取る権利。また、(10) 審問の少なくとも 5 営業日前までに、当該当事者に開示されていない価値書および評価書に基づく勧告を

含む証拠評を、審問で提出することを禁止する権利。(11) 通訳者をつけてもらう権利。そして (12) 正当な理由がある場合、審問の期限延長を請求する権利。

審問に関与する保護者には、次の権利が与えられる必要があります。(1) 審問に子どもを同席させる権利。(2) 審問をを一般に公開させる権利。そして (3) 審問の記録、事実認定、及び決定内容を無償で提供してもらう権利。

適正手続きの苦情申立てで、IDEA の手続違反が主張されたらどうなりますか？

お子様が FAPE を受けたかどうかに関する審問担当官の決定は、実質的な根拠に基づいて行われる必要があります。

手続き上の違反（「不完全な IEP チーム」など）が主張される事案では、審問担当官がお子様が FAPE を受けなかったと判断できるのは、その手続き上の違反が以下のいずれかに該当する場合に限ります。

1. お子様の FAPE を受ける権利を妨げた場合。
2. お子様への FAPE の提供に関する意思決定プロセスに保護者が参加する機会を著しく妨げた場合。または
3. お子様から教育的利益を奪う結果となった場合。

上記の規定は、審問担当官が学区に対し、IDEA の手続き上の要件を遵守するよう命じることを妨げるものではありません。また、すでに提出された適正手続きの申立てとは別の問題について、あなたが別の適正手続きの申立てを行うことを妨げるものでもありません。

適正手続きの審問の結果に同意できない場合はどうなりますか？

審問の決定は最終的なもので、両当事者に対して拘束力があります。いずれの当事者も、適切な裁判所に上訴を申し立てることで、決定に対して上訴することができます。民事訴訟においては、行政手続の記録および議事録が裁判所に提出されます。裁判所は、いずれかの当事者の請求に応じて追加の証拠を聴取することができ、その決定は証拠の優越性に基づいて行わなければなりません。この上訴は、行政法判事の決定日から 90 日以内に申し立てなければなりません。

適正手続きの審問が係属する間、私の子供はどこに配置されますか？

適正手続きの請求が LEA に受理されると、解決手続き期間中、及び公平な適正手続きの審問又は裁判手続きの決定を待っている間、保護者及び LEA が異議を唱えない限り、子供は現在の教育配置に留まらなければなりません。

適正手続きの請求が公立学校への初回入学申請を伴う場合、保護者の同意を得て、当該手続きが全て完了するまで、お子様は公立学校に在籍する必要があります。

IFSP 別家族サービス計画 (IFSP) に基づきサービスを受けていた子供が 3 歳に達し、新規サービスの提供を求めて適正手続きを申し立てた場合、LEA は、それまで子供が受けていた IFSP サービスを提供する義務を負いません。お子様が LEA による特別支援教育サービスの対象であると認定され、かつ保護者がお子様の初めての特別支援教育サービスの受給に同意し

た場合、適正手続きの結果が出るまで、LEA は争点となっていない（保護者と LEA の双方が合意している）特別支援教育および関連サービスを提供しなければなりません。

お子様が臨時の教育代替環境（IAES）に配置されている場合、適正手続きの審理が終了するまで、または IAES の期間が満了するまで（いずれか早い方）、最大 45 学校日間、IAES に留まることになります。

どのような場合に、弁護士費用が私に払い戻される可能性がありますか？

適正手続きによる審問で保護者が勝訴した場合、裁判所は、その裁量により教育機関（LEA）に対し、障害のある児童の保護者への妥当な弁護士費用の支払いを命じることがあります。さらに、LEA は、根拠のない、不合理な、または根拠のない苦情やその後の訴訟原因を申し立てた保護者、あるいは訴訟が明らかに根拠のない、不合理な、又は根拠のないものとなった後も訴訟を継続した保護者の弁護士に対して、弁護士費用の支払いを命じられる場合があります。また、保護者の苦情申立てやその後の訴因が、嫌がらせ、不必要な遅延の引き起こし、あるいは訴訟費用を不必要に増大させるといった不適切な目的で提起された場合、LEA は保護者の弁護士、または保護者本人に対して弁護士費用の支払いを命じる権利を有する場合があります。

裁判所は、以下のいずれかの場合に弁護士費用の額を減額することができます。(1) 保護者又はの弁護士が、事件の最終的な解決を不当に遅延させた場合。(2) 弁護士費用が、当該地域における一般的な時間単価を不当に上回る場合。(3) 費やされた時間および法的サービスが過度であった場合。(4) または、保護者の弁護士が適正手続きに基づく苦情申立てにおいて、LEA に適切な情報を提供しなかった場合。ただし、裁判所が、LEA が訴訟または手続の最終的な解決を不当に遅延させた、あるいは IDEA の手続的保障規定に違反があったと判断した場合は、報酬を減額することはできません。

親は、聴聞会又は裁判手続きの 10 日以上前に LEA から提示された和解案を拒否した場合、又は 10 日以内に回答しなかった場合、その後発生した追加の弁護士費用や費用を回収することはできません。ただし、聴聞官又は裁判所が、親が最終的に得た救済措置が、親にとって LEA の和解案よりも有利でないと判断した場合はこの限りではありません。これらの制限にもかかわらず、保護者が勝訴し、かつ裁判所が和解案の拒否に実質的な正当性があったと判断した場合には、弁護士費用及び関連費用の支払いが保護者に命じられることがあります。

LEA が子供への懲戒処分を検討している場合、子供にはどんな権利がありますか？

学校関係者は、生徒行動規範に違反した障害のある児童に対して、配置の変更が適切かどうかを判断する際、個々の事情を事例ごとに検討することができます。学校関係者は、生徒行動規範に違反した障害のある児童を、その配置先から適切な暫定代替教育環境（IAES）へ移すこと、別の環境、あるいは停学処分に置くことができます。その期間は、最大で連続 10 学校日（これらの措置が障害のない児童にも適用される範囲内）とし、さらに、1 学年度において、個別の不品行事案ごとに、配置の変更を構成しない限り、連続 10 学校日を超えない範囲で追加の配置変更を行うことができます。

「配置の変更」は、以下の場合に発生します。すなわち、退室措置が 10 連続した学校日を超える場合、または、次の理由により、一連の退室措置が「パターン」を構成する場合です。(1) 一連の退室措置の合計が、1 学年度において 10 学校日を超えること；(2) 当該児童の行動が、一連の退室処分につながった過去の事案における行動と実質的に類似していること；お

および(3)各退室処分の期間、児童が退室処分を受けた総時間、および退室処分間の間隔といった追加的要因。地方教育機関(LEA)は、退室処分のパターンが「配置の変更」に該当するかどうかを、事例ごとに個別に判断します。

障害のある児童が、生徒行動規範への違反を理由に10連続登校日を超えて、あるいは「配置の変更」を構成するような10日間の累積退室として、配置場所から退室させられる場合、LEAはIEPチーム会議を開き、懲戒の対象となった行動が当該児童の障害に起因するもの(障害の表れ)であったかどうかを判断する必要があります。この会議は、児童の配置変更が決定されてから10学校日以内に開かれます。IEPチームは、問題となった行動が(1)お子様の障害によって引き起こされたものか、お子様の障害と直接的かつ実質的な関連性があるものか、又は(2)LEAがお子様のIEPを実施しなかったことの直接的な結果であるかを判断します。

LEA、保護者、およびIEPチームの関連メンバーが、当該行動が児童の障害の現れだと判断した場合は、IEPチームは次のいずれかを行う必要があります。(1)配置変更になった児童の行動以前に機能的行動評価が実施されていない限り、機能的行動評価を実施し、行動介入計画を実施すること。または、(2)既存の行動介入計画を検証し、当該行動に対処するために必要に応じて修正すること。上記の選択肢に加え、行動介入計画の修正の一環として保護者とLEAが配置の変更に合意しない限り、IEPチームは当該児童を元の配置場所に戻す必要があります。

チームが、その行動が当該児童の障害に起因しないと判断した場合、学校職員は、障害のない児童に対して適用されるのと同様の方法及び期間で、懲戒手続きを適用することができます。障害のある児童は、別の教育環境でも一般教育カリキュラムへの参加を継続し、IEPの目標達成に向けて向上できるよう、教育サービスを継続して受ける必要があります。当該児童のIEPチームが、適切な支援及びその実施環境を決定します。また、必要に応じて、当該児童は、機能的行動評価を受けるとともに、行動上の違反が再度起こらないように設計された行動介入サービス及び環境調整を受ける必要があります。

保護者には、特別支援教育を受ける児童の停学又は退学の決定、又は当該児童の行動が障害に起因するかどうかの判断について、適正手続きによる不服申立てを行う権利があります。地方教育機関(LEA)は、児童の現在の配置を維持することが、当該児童又は他者に危害を及ぼす可能性が極めて高いと判断した場合、適正手続きを申し立てることができます。児童の懲戒的処分に伴う配置又は症状の現れに関する決定会議の結果に関して、保護者又はLEAのいずれかから不服申立てがあった場合、OAHは迅速な聴聞会を行うものとし、当該聴聞会は聴聞会の請求日から20学校日以内に開催され、聴聞会終了後10学校日以内に決定が下されるものとなります。保護者及びLEAが、解決会議の省略について書面で合意しない限り、LEAが適正手続きに基づく苦情申立てを受領してから15日以内に解決会議を開く必要があります。LEAが適正手続きに基づく苦情申立てを受領してから30日以内に、当該事案が保護者とLEA双方の納得のいく形で解決されない限り、適正手続きに基づく聴聞手続きはその後継続されます。

お子様には、不服申立て期間中も現在維持の権利があります。ただし、お子様がIAESに45学校日間配置された場合、聴聞官による決定があるまで、又は処分期間満了までのいずれか早い方まで、その配置が維持されます。

これまで特別支援教育及び関連サービスの対象と認定されていなかった児童であっても、懲戒処分の原因となった行動が発生する前に、当該児童が障害のある児童であることをLEAが認識していた場合には、その児童はIDEA)に基づき規定された保護措置のいずれかを主張することができます。以下の場合、LEAは当該児童が障害児であることを認識していたとみなされます。(1)保護者が、学区のディレクター又は管理職、あるいは当該児童の担任教師に対し、当該児童が特別支援教育及び関連サービスを必要としていることを書面で表明していた場合。(2)保護者が当該児童の評価を依頼していた場合。又は(3)学校職員が、LEAの特別支援教育

ディレクター又はその他の役職人に対し、当該児童が示す行動パターンについて具体的な問題点について表明していた場合。保護者が当該児童の評価を許可しなかった場合、又は特別支援教育サービスを拒否した場合、あるいは当該児童が評価を受けた結果、サービスを受ける資格がないと判断された場合、LEA はその障害について認識していたとはみなされません。LEA が当該障害について認識していなかった場合、当該児童は IDEA に基づく適正手続きによる保護を受けることはできません。

懲戒処分が係属中の際に評価が要請された場合、その評価は迅速になされる必要があります。当該評価が行われるまでの間、児童は学校当局が決定した教育環境に留まるものとし、これには教育サービスを受けられない状態での停学または退学が含まれることがあります。特別支援教育法は、児童が犯した犯罪を学校関係者が適切な当局に通報することを禁じていません。障害児が犯した犯罪を通報する LEA は、FERPA で認められる範囲内においてのみ、当該児童の特別支援教育記録及び懲戒記録の写しを、適切な当局が検討できるよう送付する必要があります。

子供が暫定的な代替教育環境への配置対象となった場合、 手続きはどのようにになりますか？

特別な状況下において、児童の行動が障害の現れであるか否かにかかわらず、児童が学校、学校敷地内、又は州もしくは LEA の管轄の学校行事において、以下のいずれかの違反行為を行った場合、学校関係者は当該児童を 45 学校日を超えない期間、IAES へ移すことができます。

(1) 武器の携帯又は所持した。(2) 違法薬物を故意に所持または使用した、あるいは規制薬物の販売または販売の勧誘をした。(3) 他人に対し、重度の人身傷害を負わせた。LEA がまだ実施していない場合、児童を 45 学校日の IAES に配置した後、LEA は機能的行動評価を実施し、まだ実施されていない場合は、行動介入計画を実施する必要があります。そのような計画がすでに実施されている場合、IEP チームはその修正を検討する必要があります。IAES は、児童が一般カリキュラムへの参加を継続し、IEP に定められた目標を達成するために、児童の現在の IEP に記載されているものを含め、必要なサービスや配慮を受け、かつ問題行動に対処するための配慮を提供できれば、IEP チームの承認が必要になります。

連邦法に基づき、聴聞官は、障害児を、その児童が移動させられた元の配置場所に戻すことができます。また、聴聞官は、当該児童の現在の配置を維持することが、当該児童または他者に危害を及ぼす可能性が極めて高いと判断した場合、45 学校日以内を限度として、適切な IAES への配置変更を命じることができます。

州立特別支援学校とは何ですか？

州立特別支援学校は、フリーモントとリバーサイドにあるカリフォルニア州立ろう学校及びフリーモントにあるカリフォルニア州立盲学校の 3 つの施設で、ろう、難聴、盲、視覚障害、又は盲ろうの生徒にサービスを提供しています。州立ろう学校では、幼少期から 21 歳までの生徒を対象に、カリフォルニア盲学校では 5 歳から 21 歳までの生徒を対象に、寄宿制及び通学制のプログラムが提供されています。また、州立特別支援学校では、評価サービスや技術支援も提供しています。州立特別支援学校に関する詳細については、カリフォルニア州教育省のウェブサイト <http://www.cde.ca.gov/sp/ss/> をご覧になるか、お子様の IEP チームのメンバー又は SELPA ディレクターにご連絡ください。

私独自の判断で子供を私立学校に通わせる場合、どんな規定が適用されますか？

IDEA は、LEA がお子様に FAPE 適切な無償公教育を提供したにもかかわらず、保護者が私立学校や施設への入学を選択した場合、LEA は私立学校や特別支援教育及び関連サービスを含む施設におけるお子様の教育費を負担する義務を負いません。ただし、私立学校が所在する学区は、34 CFR § § 300.131～300.144 に基づき、保護者の判断で私立学校に在籍している児童に関する IDEA の規定の下で、お子様を、お子様のニーズに対応すべき対象者に含める必要があります。

私立学校又は民間機関への児童の配置に関する保護者への償還金は、私立施設への入学前に LEA が当該児童に FAPE を適時に提供しておらず、かつその私立配置が適切であると判断された場合は、聴聞官又は裁判所によって命じられることがあります。公立学校から児童を転出させる直前の最新の IEP チーム会議において、保護者が提案された配置を拒否すること、および公費で児童を私立学校に就学させる意向を LEA に通知しなかった場合、あるいは保護者が児童の公立学校からの転出の少なくとも 10 営業日前までに、その情報を書面で LEA に提供しなかった場合、償還額は減額されることがあります。また、児童が公立学校を退学する前に、LEA が保護者に児童の評価を行う意向を通知したにもかかわらず、保護者がその評価を許可しなかった場合、又は児童を評価のために提供しなかった場合にも、償還額が減額されることがあります。さらに、裁判所が保護者の行動を不合理であると判断した場合にも、償還額が減額されることがあります。LEA が保護者の通知を妨げた場合、保護者が上記の通り LEA への通知義務に関する通知を受けていなかった場合、又は通知要件の遵守が児童に身体的危害をもたらすおそれがある場合は、償還額は減額されません。

児童に代理親が任命されるのは、どのような場合ですか？

児童の権利を保護するため、当該児童に代理親の必要であると LEA が判断してから 30 日以内に、以下のいずれかに該当する場合、LEA は当該児童に代理親を任命します。

1. 当該児童が裁判所の被保護対象者又は被後見人となっており、裁判所が親又は後見人の当該児童に対する教育上の決定権を具体的に制限しており、かつ当該児童を代表する責任ある親または後見人がいない場合。又は
2. 当該児童が裁判所の被後見人又は被保護対象者ではなく、かつ親又は後見人の所在が確認できない場合又は当該児童が保護者のいない青年でホームレスである場合。

子どもの代理人を誰にするかを決定する際、LEA は、親族の養育者、里親、又は裁判所が任命した特別擁護者がいる場合はそれらを考慮し、該当する者がいない場合は、自ら選定した者を任命します。代理親は、子どもを適切に代表するための知識と技能を備えた者とし、代理親は、少なくとも 1 回は子どもと面会する必要があります。また、そのような者がいない場合を除き、子どもの文化的背景に配慮する必要があります。代理親は、児童の特定、評価、指導計画の策定及び開発、教育上の配置、IEP の検討及び改訂、ならびに非緊急医療サービス、精神保健治療サービス、作業療法又は理学療法サービスに関する IEP への書面による同意の提供を含め、児童への FAPE の提供に関連するその他全事項において、児童を代表するものとし、

当該児の代理人となることに利益相反がある者は、代理親に任命してはならない。利益相反が存在するのは、代理親が、当該児の教育又は養護に関与する LEA の職員である場合、又は当該児童もしくは他の児童の養護を主な収入源とする里親である場合です。そのような利益相反が存在しない場合、里親、退職した教員、ソーシャルワーカー、保護観察官はいずれも代理親を務めることができます。保護者のいないホームレスの青少年の場合、緊急避難所や

過渡期シェルター、自立生活支援プログラム、および路上支援プログラムの職員は、上記の利益相反にかかわらず、一時的な代理親として任命されることがあります。その期間は、上記の要件を満たす別の代理親が見つかるまでの間に限られます。

別の方法として、代理親が上記の要件を満たしている場合、当該児童の養育を監査する裁判官（LEA ではなく）によって代理親が指名されることもあります。

カリフォルニア州 Medi-Cal[®] メディカル の請求、及び健康に関連する特別支援教育や関連サービスに関する情報の開示・交換に、同意を求められるのは何故ですか？

Medi-Cal LEA（地方教育機関）支払いオプションを通じて、本 LEA は、特別支援教育プログラムに在籍する Medi-Cal 受給資格のある児童に対して提供された対象サービスについて、カリフォルニア州 Medi-Cal へ請求することができます。Medi-Cal LEA プログラムは、学区及び/又は郡教育局 COE が、健康に関連する特別支援教育および関連サービスの費用を賄うための連邦資金を受け取る仕組みで、これを利用するには、保護者の書面による同意が必要です。

以下の情報は、IDEA 障害のある児童教育法に基づいて皆様に認められている特定の権利と保護について説明したものです。この通知は、LEA が初めてお子様のメディカル給付の利用に関する同意を求める前に、またその後は毎年、皆様に提供される必要があります。

以下のことについて知っておく必要があります。

- IEP のうち、メディカルに関する同意事項には、署名を拒否することができます。
- お子様及びご家族に関する情報は、厳重に守秘されます。
- 保護者の権利は、連邦規則集第 34 編第 300.154 条、1974 年家族教育権利・プライバシー法（合衆国法典第 20 編第 1232 条(g)項）、及び連邦規則集第 34 編第 99 条に基づき保障されています。
- 本同意は、その期間内に同意を取り下げない限り、1 年間有効です。IEP 会議で毎年更新できます。

同意は任意で、いつでも撤回することができます。同意を撤回した場合でも、その撤回は遡及しません（つまり、同意が与えられた後から撤回されるまでの間に発生した請求は無効にはなりません）。

同意書には、個人を特定できる情報（例：お子様に提供される可能性のあるサービスに関する記録や情報）、開示の目的（例：特別支援教育および関連サービスの請求）、ならびに LEA が情報を開示する可能性のある機関（例：Medi-Cal 医療補助）を明記する必要があります。また、同意書には、お子様の LEA が、IDEA に基づく特別支援教育及び関連サービスの費用を支払うために、保護者又はお子様の公的給付や保険（例：Medi-Cal 医療補助）を利用することについて、保護者が理解し同意している旨を明記した文言を含める必要があります。LEA は、IEP の Medi-Cal 請求明細欄に保護者の署名を得ることで、この同意を取得します。

保護者の同意は、学校外で提供される地域密着型サービス提供の拒否や制限につながることはありません。健康に関連する特別支援教育及び/又は関連サービスの費用を賄うために、LEA がカリフォルニア州 Medi-Cal 医療補助を利用することへの同意を拒否した場合でも、LEA は、必要な全ての特別支援教育及び関連サービスが、保護者に費用負担を課すことなく提供されるよう確保する必要があります。

さらに、公的機関として、LEA は FAPE 適切な無償公教育を提供するために、IDEA 第 B 部で義務付けられている関連サービスの費用を賄う目的で、保護者の公的給付や保険を利用できます。

適格な生徒に FAPE を提供するために必要な関連サービスについて、LEA は以下のことを行います。

- IDEA 第 B 部 (34 CFR 300.154 [d][2][i]) に基づき、子供が FAPE を受けるために、保護者が公的給付や保険プログラム (Medi-Cal) への**登録や加入を求めることはできません。**
- **親に対し**、メディカルを通じてサービスの請求や償還を行う際に発生する免責額や自己負担額などの**実費負担を要求はできません。**ただし、LEA は、本来保護者が支払うべきだった自己負担額などの費用を支払うことができる (34 CFR 300.154[d][2][ii]) 。
- **以下の結果をもたらす場合**、Medi-Cal に基づく生徒の給付は利用できません。
 - 生涯利用可能な給付範囲又はその他の保険給付の減少。
 - 本来、公的給付または保険プログラム (Medi-Cal) によってカバーされ、かつ児童が学校に在籍していない時間帯に必要なサービスを家族が費用を負担することになること。
 - 保険料の増加、又は公的給付・保険 (Medi-Cal) の停止。
 - 療関連の総支出額に基づき、在宅・地域密着型免除措置の受給資格を失うリスクがある。(34 CFR 300.154[d][2][iii][A-D]) 。



裁判外紛争解決手続

ミッド・シティーズ SELPA では、可能な限り地域レベルで皆様と協力し、あらゆる懸念事項を解決していきたいと考えております。コンプライアンスに関する問題について支援が必要な場合や、正式な苦情を申し立てる前に、代替的紛争解決（ADR）を通じて非公式に懸念事項を解決したい場合は、ぜひ SELPA までご連絡ください。

SELPA のスタッフ、または紛争解決プロセスを円滑に進めるために指名された ADR ファシリテーターのいずれかと面談することになります。SELPA のスタッフまたは契約 ADR ファシリテーターの支援を希望される場合は、ミッド・シティーズ SELPA 事務局までご連絡ください。

ADR ファシリテーターは、法律で認められる範囲内で守秘義務を遵守します。ADR 手続きを通じて懸念事項が解決できない場合、適正手続きを申請する選択肢があります。あるいは、支援を受けるために適切な外部機関に紹介される場合があります。

ミッド・シティーズ SELPA
16703 S. クラーク・アベニュー、C 棟
ベルフラワー、カリフォルニア州 90706
(562) 866-9011 内線 2050

SELPA 所長
ダイアナ・ゼペダ＝マクジール（教育学博士）

コンプライアンス・オフィサー

Alma Ulloa, Ed.D. 学生支援サービス担当副教育長 Phone (562) 866-9011 / Fax (562) 866-3287	ベルフラワー統一学区 16703 S. Clark Avenue Bellflower, CA 90706
Héctor H. Márquez-Mesa, Ed.D. 特別支援教育サービス部長 Phone (310) 886-1600 / Fax (310) 639-6096	リンウッド統一学区 11321 Bullis Road Lynwood, CA 90262
Mayra J. Helguera, Ed.D. 特別支援教育部長 Phone (562) 602-6033 / Fax (562) 602-8113	パラマウント統一学区 15110 California Avenue Paramount, CA 90723
Diana Zepeda-McZeal, Ed.D. SELPA 所長 Phone (562) 866-9011 / Fax (562) 461-2244	ミッド・シティーズ SELPA 16703 S. Clark Avenue, Building C Bellflower, CA 90706

記録管理責任者

Alma Ulloa, Ed.D. 学生支援サービス担当副教育長 Phone (562) 866-9011 / Fax (562) 866-3287	ベルフラワー統一学区 16703 S. Clark Avenue Bellflower, CA 90706
Héctor H. Márquez-Mesa, Ed.D. 特別支援教育サービス部長 Phone (310) 886-1600 / Fax (310) 639-6096	リンウッド統一学区 11321 Bullis Road Lynwood, CA 90262
Lisa Kirk, J.D. 生徒支援部長 Phone (562) 602-6033 / Fax (562) 602-8113	パラマウント統一学区 15110 California Avenue Paramount, CA 90723

特別支援教育

Matthew Adair 特別支援教育担当部長 Phone (562) 866-9011 / Fax (562) 866-3287	ベルフラワー統一学区 16703 S. Clark Avenue Bellflower, CA 90706
Héctor H. Márquez-Mesa, Ed.D. 特別支援教育サービス部長 Phone (310) 886-1600 / Fax (310) 639-6096	リンウッド統一学区 11321 Bullis Road Lynwood, CA 90262
Mayra J. Helguera, Ed.D. 特別支援教育部長 Phone (562) 602-6033 / Fax (562) 602-8113	パラマウント統一学区 15110 California Avenue Paramount, CA 90723
Diana Zepeda-McZeal, Ed.D. SELPA 所長 Phone (562) 866-9011 / Fax (562) 461-2244	ミッド・シティーズ SELPA 16703 S. Clark Avenue, Building C Bellflower, CA 90706